



# 公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2階  
TEL 03-3265-9494 FAX 03-3265-9550  
Kyubankan Bldg. 2nd Floor, No. 9 Rokubancho, Chiyoda-ku Tokyo JAPAN  
http://www.jwtf.or.jp/ E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文発該第3485号  
2017年1月25日

都道府県連盟代表 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟  
会長 村岡久平



## 公認長拳指導員 資格更新登録手続きのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2012年度に認定登録、および資格更新手続きを行った公認長拳指導員の資格存続期間(4年間)は下記のように満了し、その資格を維持するためには更新登録手続きをとることが必要となります。

	現資格の存続期間	更新後の資格存続期間
公認長拳B級指導員 公認長拳C級指導員 公認長拳普及指導員	交付日より4年間	2017年3月31日～2021年3月30日

これら各級指導員のうち、2012年度以降に別の上級資格を取得した人を除くと、  
B級=19人、C級=28人、普及=84人  
の方々が、もとの資格に留まっていますので、これらの指導員を対象に今回の資格更新登録を行うこととなります。貴連盟所属の公認長拳指導員資格更新対象者各位に、同封の書簡(写)にて、更新登録の案内を直接送付いたしましたので、お知らせいたします。

本件の通知を受けた該当者は、「更新登録申請書」と更新登録料を所属する団体に提出し、所属団体が加盟する都道府県連盟に「申請書」と「登録料」を届け出ます。貴連盟は下記に基づいて、「申請書」をまとめて、日本連盟に提出し、更新登録料から都道府県連盟取扱手数料を差し引いた合計金額を、日本連盟指定口座にお振込み下さい。

貴連盟所属の該当指導員は同封の「更新対象者一覧」の通りです。これらの該当者の更新登録について、下記に基づきよろしくお手下さるようお願い申し上げます。

諸事ご多忙の折とは存じますが、指導員資格の存続に関わる重要な手続きでありますので、重ねてよろしくようお願い申し上げます。

敬 具

記

### 1. 更新登録申請の提出期限：

2017年3月20日(月祝)までに必着するように、下記の書類と更新登録料を、日本連盟に一括送付して下さい。

註：更新後の資格有効存続期間は、2017年3月31日から満4年間で、2021年3月30日まで有効です。長拳公認指導員資格(普及、C・B級)の更新後の資格存続期間は、当該年度の3月30日までとすることになりましたのでご了承下さい。

- 1) 「更新登録申請書」  
申請者は、本人記入欄に所定事項を記入・捺印し、所属団体(都道府県連盟加盟団体)に提出して下さい。  
都道府県連盟加盟団体は、本人記入欄の所属団体名、責任者名に記入・捺印して都道府県連盟に送付して下さい。  
都道府県連盟は、<都道府県連盟申請書>欄に、都道府県連盟会長の承認印を捺印して、下記の「更新登録申請一覧表」を添付して日本連盟に送付して下さい。
- 2) 「証明書用写真」  
申請者の写真(ヨコ2.5cm×タテ3cm白黒またはカラー、裏面に本人氏名を記入したもの)を添付して下さい。
- 3) 「更新登録申請一覧表」  
同封の一覧表に、都道府県連盟が所定の記入事項を記入して、捺印し、上記の個人別の「申請書」と共に、日本連盟に送付して下さい。都道府県連盟取扱手数料は、下記を参照して計算し、記入して下さい。

### 2. 更新登録料および都道府県連盟取扱手数料：

- 1) 更新登録料は；公認長拳B級指導員=1人1万5千円  
公認長拳C級指導員=1人1万円  
公認長拳普及指導員=1人7千円 です。
- 2) 都道府県連盟取扱手数料；  
本件の更新登録では都道府県連盟取扱手数料として、更新登録料を納付する時に、B級は1人3千円、C級と普及は1人2千円を差し引いた金額を、下記の日本連盟の口座に振り込んで下さい。

※取扱い手数料の、都道府県連盟と加盟団体間の配分については、日本連盟は関知しませんので、当事者間の協議で決めて下さい。

公認長拳指導員 更新登録料 振込指定銀行口座
みずほ銀行 四谷支店 普通預金口座 1025478
口座名義 公益社団法人日本武術太極拳連盟 電話 03-3265-9494

### 3. 登録時の都道府県連盟と更新時の都道府県連盟が異なる場合：

申請者の登録時の都道府県連盟と更新時の都道府県連盟が異なる場合は、所定の「所属都道府県連盟変更登録申請書」<公認資格 共通>による手続きが必要となります。  
(すでに上記「所属都道府県連盟変更登録申請書」<公認資格 共通>を提出し、変更手続きが済んでいる場合は、重複して提出する必要はありません。)

以 上

同封書類：—総発第2407号(B級指導員用・写し)

(C級指導員用・普及指導員用とも、B級指導員用と同一内容なので、写しを省略)

- 「更新登録申請書」(B級指導員用 参照)
- 「更新登録申請一覧表」(提出用)
- 「所属都道府県連盟変更登録申請書」<公認資格 共通>
- 「更新対象者一覧」=各都道府県連盟該当分